

☆ 西都市に転入をされた方へ ☆

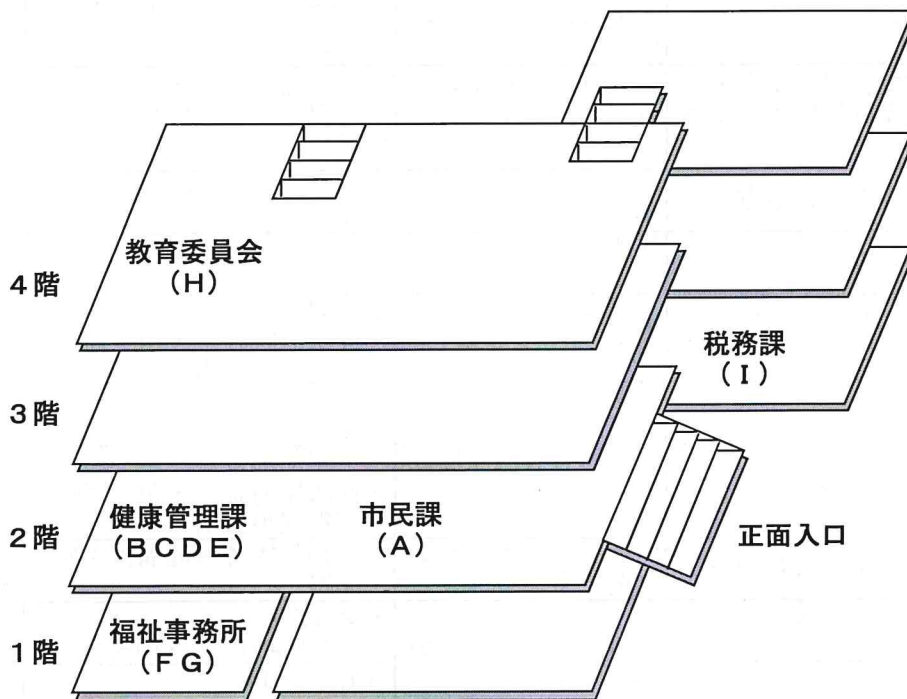
※転入の際に以下の要件に該当される方は、手続きをされますようご案内いたします。

対 象 者	手 続 き	手続きに必要なもの	手続きの場所 (裏面参照)
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	裏面に新住所地を記載します。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・免許証	市民課 戸籍住民係 (A)
以前の住所地市町村で、国民年金に加入(第1号被保険者)、または受給されていた方	国民年金の住所の変更手続きが必要です。	・住民異動届(コピー) ・年金手帳 ・印鑑	市民課 年金係 (A)
国民健康保険に加入される方 (現在、社会保険・共済保険に加入されていない方)	国民健康保険被保険者証を交付します。	・住民異動届(コピー) ・印鑑 ・本人確認ができるもの	健康管理課 国保係 (B)
転入前の住所地市町村で、高齢受給者証をお持ちだった方 (国民健康保険に加入される方のみ)	高齢受給者証を交付します。	・高齢者負担区分等証明書	
転入前の住所地市町村で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちだった方	後期高齢者医療被保険者証を交付します。	・被保険者証 ・印鑑 ・前住所地で発行された負担区分等証明書など	健康管理課 高齢者医療係 (C)
妊婦または小学校就学前のお子さんがいる方		・母子手帳	健康管理課 健康推進係 (D)
要介護認定を受けている方	要介護認定申請(転入継続)をして下さい。	・介護保険受給資格証明書 ・印鑑	健康管理課 介護保険係(E)
転入前の住所地市町村で、児童手当・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けられていた方	転入日の翌日から15日以内に、手続きをしてください。	☆担当課(係)にお尋ねください。	福祉事務所 子育て支援係 (F)
中学校就学までのお子さんがいる方	子ども医療費助成の手続きが必要です。	・健康保険証(お子さんのもの) ・印鑑	
身体障害者手帳をお持ちの方 (身体障害者手帳の1・2級をお持ちの方)	住所変更の手続きが必要です。 重度障害者医療助成の手続きができます。	・身体障害者手帳 ・印鑑 (上記に加え) ・健康保険証 ・預金通帳 ・所得課税証明書	
療育手帳をお持ちの方 (療育手帳のAをお持ちの方)	住所変更の手続きが必要です。 重度障害者医療助成の手続きができます。	・療育手帳 ・印鑑 (上記に加え) ・健康保険証 ・預金通帳 ・所得課税証明書	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きが必要です。	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	福祉事務所 障がい福祉係 (G)
自立支援医療(精神通院)を受けられている方 (県外からの転入の方)	住所変更の手続きが必要です。	・受給者証 ・健康保険証 ・印鑑 (上記に加え) ・所得課税証明書	
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられている方 (県外からの転入の方)	住所変更の手続きが必要です。	・住民異動届(コピー) ・印鑑 ・前住所地市町村で発行された証書 ・所得課税証明書 ・通帳	

(裏面に続く)

対象者	手続き	手続きに必要なもの	手続きの場所 (図参照)
市立小・中学校に転入される方	市教育委員会および学校のそれぞれで手続きが必要です。	・住民異動届 (コピー) ・印鑑	教育委員会 (H)
原付バイク等 (125cc以下) もしくは乗用型の農耕車をお持ちの方	西都市のナンバープレート交付手続きが必要です。	・現在お持ちのナンバープレート ・印鑑 ・車輛の車台番号等が確認できるもの	税務課 税務窓口係 (I)
軽自動車 (車検証のあるもの) をお持ちの方	車検証の住所変更手続きが必要です。	☆担当課 (係) にお尋ねください。	
西都市営の水道を使用される方	電話で連絡をしてください。	・印鑑	上下水道課 営業係 ☎ 43-1325
(茶臼原周辺地区は、一ツ瀬企業団の管理となっています。)	使用開始届ハガキを投函してください。		一ツ瀬企業団 ☎ 35-1381
下水道に接続されている家で、井戸水を使用される方	使用開始届を届出してください。		上下水道課 下水道工務係 (西庁舎2階)

〈本庁舎案内図〉



※上下水道課は、西都児湯医療センターの向かい (市役所西庁舎) です。

西都市役所
☎ 0983-43-1111